

決議案第 2 号

速やかな取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を
推進する意見書について

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条第1項の
規定により提出する。

平成25年3月22日提出

天理市議会議員	大 橋 基 之
〃	菅 野 豊 盛
〃	廣 井 洋 司
〃	加 藤 嘉久次
〃	寺 井 正 則
〃	佐々岡 典 雅

速やかな取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を 推進する意見書

2009年（平成21年）5月に、市民が刑事裁判に参加し、裁判官とともに被告人を裁く裁判員裁判が開始された。この制度は、法律の専門家ではない市民が裁判員として裁判に参加することで、裁判に健全な市民感覚及び社会常識を反映し、もってその内容を適正化することが期待されている。

裁判員である市民の意見を最大限反映し、裁判員裁判を円滑に実現するためには、裁判が市民にとって分かりやすいものである必要がある。裁判で供述調書の任意性や信用性が争われたような場合でも、裁判員がその判断に窮することのないよう、適切な方策が講じられなければならない。

このような見地から、取調べの可視化（取調べの全過程の録画）は不可欠なものである。なぜなら、取調べを全て録画することで、その状況が検証可能となり、これにより裁判員が供述調書の任意性や信用性の判断を容易に、かつ正確になしうるようになるからである。

また取調べの可視化を行うことで、密室での取調べに伴って発生する捜査官の暴行・脅迫・利益誘導等による自白強要や虚偽自白とともに、氷見事件や志布志事件、足利事件に代表されるように、現在も後を絶たない冤罪を防止することができ、被疑者・被告人の人権保障を図る上でも不可欠なものである。

現在、検察庁では、裁判員裁判対象事件などの一定事件につき、検察官の裁量により取調べの全部または一部の録画が行われており、また、警察庁でも一部録画などの試行がなされているが、既に裁判員裁判が実施されていることも踏まえて、速やかに取調べの全過程の録画を行うことで、取調べの可視化を実現しなければならない。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月22日

天 理 市 議 会